

人事労務実務と組織づくりのワンポイントレター



おかみさわ社会保険労務士事務所
代表 田村 由理



社会保険労務士
A4一枚評価制度&人事制度構築士
仕事と家庭の両立支援プランナー
一般社団法人JBIA認定 Start-up Attendant
日本褒め言葉カード協会認定 褒め言葉トランプインストラクター
電話 0176-58-5885 HP <https://okamisawa-sr.com/>

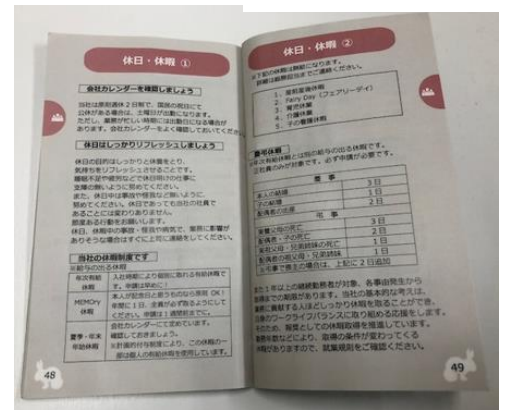
【仕組み化チェック】 企業魅力を引き上げる働き方ルールブックの活用を考える

昨年12月3日に三沢市商工会議所様にて、「魅力ある職場作りと人材定着」をテーマにお話しをさせていただく機会をいただき、その中で紹介させていただいたルールブックについて関心があるという声を頂戴しましたので、今号では就業規則と働き方ルールブックの違いについて少しお伝えさせていただきます。組織づくりのヒントとしてお役にてください。

就業規則と働き方ルールブックの特徴

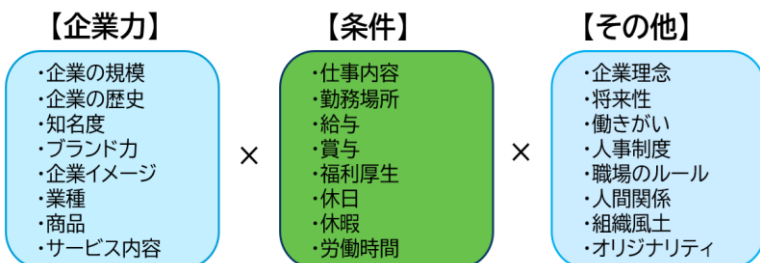
	【就業規則】	【ルールブック】
目的	労使トラブル防止	組織風土向上
法律	労基法や安衛法などで決められている	法律で決められていない(違法なことはダメ)
文章	文章が難しい	文章が平易
絵	通常は文章だけ	イラストや写真多め
設置	会社や組織ごとに1冊	1人に1冊
内容	労使間の義務や権利などの決まりごと	日々の仕事で守ること、やっていくこと
大きさ	A4サイズが多い	手帳サイズで小さめ
形	多くがファイルに入っている	会社オリジナルのパリエーション
改定	意見書や届出必要	いつでもできる
関心のある人	退職を考えている人 条件を確認したい人	会社の方向性や将来性を 知りたい人 職場の実態を知りたい人

手帳サイズのルールブック



どちらも組織での「働き方」を記載している点では同じですが、一番の違いは「目的」です。就業規則もルールブックも手段であり、ツールではありますが、就業規則においては、その先の目的が「会社と働き手のトラブルの防止と企業リスク回避」になるため禁止事項を中心に定めていることが多いです。一方、ルールブックの目的は、「職場風土を作ること、良い行動を促すこと」であるため、会社組織の成長につながる積極的なチャレンジや行動を起こす内発的動機付けの仕掛けとして用いることができ、「～はしない」ではなく「～しよう」といった行動を促す表現ができます。就業規則は、一定の人数の組織においては、監督署への届出までが義務となっていますが、ルールブックは法律で決められているものではないので、なくても困りません。しかし、ルールブックがあることで、会社と働き手にとっての働きやすさ、そして、働き甲斐と望む職場環境風土作りには役立ちます。そして、リアルな働き方を載せるツールとなるので、求職者や社員のご家族にも会社の実を伝えることができる点で効果的です。就業規則は外部の方に積極的に見せるものではないかもしれませんが、ルールブックは、会社魅力を発信していくツールになり得ます。企業の魅力は変えられないもの時間がかかるものがある一方、すぐできるもの、続けることで大きな力となるものがあります。この会社魅力の土台となる企業理念もルールブックに載せることで、会社がかつても大事にする本質的な働き方を伝えられ

「企業の魅力方程式」



ます。その他、会社が従業員に期待する行動指針も冊子の中で示すことができますので、会社と働き手の間でのズレがなくなり、同じ目的・目標に向かうチーム力向上にも効果的なツールになります。今年も法改正がありますので、規則見直しのタイミングで、内発的動機付けを促すツールと魅力強化を目的に取り入れてみるのも一案です。

就業規則見直しの際、ぜひお気軽にご相談ください。

【労務実務チェック】健康保険の被保険者 資格取得届等に発行要否チェック覧新設

令和6年 12 月2日から、健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)で受診する仕組みに移行されることになりましたが、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、保険者が発行する「資格確認書」で受診することができます。

この仕組みの変更に伴い、「被保険者資格取得届」と「被扶養者(異動)届」には、資格確認書発行要否のチェック欄が設けられることになりました。その新様式を確認しておきましょう。

例)健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届/
厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届

The image shows a portion of the '被保険者資格取得届' form. A red box highlights a checkbox labeled '資格確認書発行要否' (Check for issuance of qualification confirmation book), which is checked with a red 'X'. The form contains various fields for personal information and insurance details.

新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」または「被扶養者(異動)届」の資格確認書発行要否のチェック欄にチェックを入れて提出することになります。その確認を怠らないようにしましょう。

なお、すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書を必要とする場合は、別途、保険者(全国健康保険協会又は健康保険組合)に申請することが基本となりますが、保険者が職権で資格確認書を交付することも可能となっていますので、各保険者の対応に従うようにしましょう。

おかみさわ事務所の活動

【1月のセミナースケジュール】

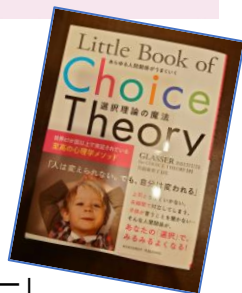
☆1月18日(土)10:00-17:00

仕事の悩みの8割! 不満足な
人間関係の悩みを手放すための

「選択理論ワンデーセミナー」

会場:三沢市国際交流教育センター(三沢市)

選択理論心理士の大谷 歩美先生を講師としてお招きしてロープレや事例を使って選択理論での関わり方を学ぶ勉強会です。外的コントロールを手放すポイントを掴み、内発的動機付けを促す関わり方を身に着けることができる内容です。人を介して仕事をする技術の発揮がもっとも求められる管理職の皆様、経営者様にご活用いただき、リードマネジメント力の引き上げに役立てていただけると嬉しく思います。職場や身近な方々との良好な人間関係を構築していく一年の学びはじめにお役立てください。お申込みはこちら→



【セミナー活動報告】

年末は、青森アスパム会場で過重労働が発生する仕組みの解説、法的な視点や効果的な取り組み事例を中心に情報をお届けしました。



過重労働解消をテーマに開催

新年のご挨拶

去年は皆様のおかげで新しいチャレンジができ実りがある一年を過ごすことができました。ありがとうございました。今年もさらに皆様のお力になれるよう、チームおかみさわ! メンバー全員で誠心誠意努めてまいります。今年もよろしくお願いたします。

今月のハッピー



餅つき体験!

四川目海岸の初日の出が美しかったです。私も子どもも生まれて初めての初日の出! 感動でした。今年も子どもとともに新しいたくさんの発見! を楽しむ1年にします。

仕事はサクセス! プライベートはハピネス